

秋田市告示第233号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年7月3日

秋田市長 沼 谷 純

1 受託者の名称および住所ならびに指定ごみ袋取扱店

株式会社ナイス

代表取締役 齋 藤 寛 之

秋田市御所野湯本六丁目2番40号

ナイス 外旭川店

ナイス 仁井田店

ナイス 新屋店

ナイス 割山店

ナイス 追分店

ナイス 八橋店

ナイス 仁井田南店

ナイス 土崎店

ナイス 山手台店

ナイス フォンテAKITA店

2 指定公金事務取扱者に指定した日

令和8年7月1日

3 期間

令和8年7月1日から令和10年3月31日まで